

新潟県道路鉄道連絡部会

設立趣意書

跨線橋の点検や修繕工事の実施にあたっては、道路管理者と鉄道事業者との間で安全確保に係る協議等を行い、計画的な点検の実施に取り組んでいるところである。

今後は、点検結果を踏まえた修繕工事や、熊本地震を踏まえた耐震補強工事の増加が見込まれることから、道路管理者は、鉄道の安全・安定輸送の重要性にかんがみ、鉄道事業者と協力して、速やかに必要な措置を講じる必要がある。

そこで、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年国土交通省令第 76 号）に基づき、当該道路の部分の維持又は修繕の方法について、鉄道事業者との協議が円滑に進むよう、道路管理者の点検計画や修繕計画を一括してとりまとめ、鉄道事業者との協議を行うために、「新潟県道路メンテナンス会議」の専門部会として「新潟県道路鉄道連絡部会」を設置するものである。

平成 29 年 2 月 7 日

新潟県道路鉄道連絡部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「新潟県道路鉄道連絡部会」(以下、「部会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 部会は、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第76号)に基づき設置する。なお、部会は、新潟県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付けるものとし、鉄道を跨ぐ道路橋(以下、「施設」という。)の点検や修繕等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、必要な事項について円滑な協議に努めることを目的とする。

(協議事項)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 施設の老朽化対策、耐震対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、施設の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(組 織)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため、対象施設の管理者及び部会が必要と認めるもので組織する。

2. 部会には、会長及び副会長4名を置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長、副会長は国土交通省北陸信越運輸局鉄道部技術課長、新潟県土木部道路管理課長、新潟市土木部土木総務課長及び東日本高速道路会社新潟管理事務所長とする。

3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

4. 部会の構成は、「別表-1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる

5. 部会には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表-2」のとおりとする。

(会議の開催)

第5条 会議は年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 部会における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、部会の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第7条 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所、国土交通省北陸信越運輸局鉄道部、新潟県土木部、新潟市土木部及び東日本高速道路株式会社新潟支社に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、部会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年2月7日から施行する。

新潟県道路鉄道連絡部会 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所長
副会長	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	技術課長
副会長	新潟県土木部	道路管理課長
副会長	新潟市土木部	土木総務課長
副会長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長
	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	羽越河川国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	長岡国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	新潟県土木部	道路建設課長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	長岡市	土木部長
	三条市	建設部長
	柏崎市	都市整備部長
	新発田市	地域整備課長
	小千谷市	建設課長
	十日町市	建設部長
	見附市	建設課長
	村上市	建設課長
	燕市	都市整備部長
	糸魚川市	建設課長
	妙高市	建設課長
	上越市	都市整備部長
	阿賀野市	産業建設部長
	魚沼市	土木課長
	南魚沼市	建設部長
	弥彦村	建設企業課長
	阿賀町	建設課長
	湯沢町	地域整備部長
	津南町	建設課長
	関川村	建設環境課長
	一般財団法人新潟県建設技術センター	情報管理部長
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	設備部工事課長
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社関東保全技術センター	所長
	日本貨物鉄道株式会社関西保全技術センター	所長
	北越急行株式会社	技術部技術課長
	えちごトキめき鉄道株式会社	設備センター施設課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所	
	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	
	新潟県土木部	
	新潟市土木部	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	

新潟県道路鉄道連絡部会幹事会 名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所 総括保全対策官
副幹事長	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	技術課長補佐
副幹事長	新潟県土木部	道路管理課長補佐
副幹事長	新潟市土木部	土木総務課長補佐
副幹事長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所 副所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所 総括保全対策官
	国土交通省北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 副所長
	国土交通省北陸地方整備局	長岡国道事務所 総括保全対策官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	新潟県土木部	道路建設課長補佐
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所 副所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所 副所長
	長岡市	道路管理課長
	三条市	建設課長
	柏崎市	都市整備課長
	新発田市	地域整備課長
	小千谷市	建設課長
	十日町市	建設課長
	見附市	建設課長
	村上市	建設課長
	燕市	土木課長
	糸魚川市	建設課長
	妙高市	建設課長
	上越市	道路課長
	阿賀野市	建設課長
	魚沼市	土木課長
	南魚沼市	建設課長
	弥彦村	建設企業課長
	阿賀町	建設課長
	湯沢町	建設課長
	津南町	建設課長
	関川村	建設環境課長
	一般財団法人新潟県建設技術センター	情報管理課参事
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	設備部企画課副課長
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	企画課課長代理
	日本貨物鉄道株式会社関東保全技術センター	所長
	日本貨物鉄道株式会社関西保全技術センター	所長
	北越急行株式会社	技術部技術課長
	えちごトキめき鉄道株式会社	設備センター施設課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所	
	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	
	新潟県土木部	
	新潟市土木部	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	